

町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和57年6月町田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(通則)</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額は、町田市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年10月町田市条例第22号。以下「旅費条例」という。）の規定により、主事の職員が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>3～5 略</p> | <p>(通則)</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、<u>旅行雑費</u>、宿泊料、食卓料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額は、町田市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年10月町田市条例第22号。以下「旅費条例」という。）の規定により、主事の職員が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>3～5 略</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張について適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。